

資料 10 平成20年6月4日最高裁大法廷判決が示した考慮すべき事情等

1 国籍立法の裁量審査の基準

2008年（平成20年）6月4日最高裁大法廷判決（最高裁判所裁判集民事228号101頁）は、立法府が国籍の得喪に関する要件を定める際には、日本国籍の重要性（我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもあること）を考慮するとともに、歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を適切に考慮する必要があることを示した。

2 本件で考慮すべき事実及び事情

（1）個人の不利益

ア 日本国籍を喪失することによる不利益

イ 日本国籍か居住国の国籍かという「過酷な二者択一」を強いられることによる不利益、幸福追求の阻害

（2）外的事情

ア 日本国憲法における個人、日本国籍の重要性（憲法原理の歴史的重要性）

イ 海外移民の歴史（国籍法11条1項により苦しめられてきた人たちの歴史）

ウ 国籍法11条1項の性質（本人の意思に関わらず日本国籍を喪失させる暴力的な規定であること）

エ 複数国籍の弊害に関する事実（国も弊害があるとは考えておらず重視もしていないこと）

オ 複数国籍に関する世界的傾向

カ 複数国籍のメリットと憲法原理の関係

キ 複数国籍の防止がもたらす負の作用（差別の助長と煽動、対外従属）など。